

一般財団法人さいたま住宅検査センター
構造計算適合性判定（任意）業務手数料規程

（責 務）

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定（任意）業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する、構造計算適合性判定（任意）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（構造計算適合性判定（任意）手数料）

第2条 業務規程第20条に規定する構造計算適合性判定（任意）手数料は、別表に掲げる床面積の合計に応じた額に消費税を加算した額とする。

2 前項の床面積の合計は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

3 前各項の規定は、依頼者とセンターとの間で別に定める場合は適用しない。その場合は当該定めた内容とすることができる。

（附則）

この規程は、平成26年8月11日から施行する。

（附則）

この規程は、平成27年10月27日から施行する。

（附則）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

構造計算適合性判定（任意）手数料

(消費税込み)

建築物の延べ面積	大臣認定プログラム 使用	大臣認定プログラム 以外
1,000 m ² 以下のもの	117,700 円	171,600 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下のもの	147,400 円	229,900 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	161,700 円	264,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下のもの	205,700 円	349,800 円
50,000 m ² を超えるもの	350,900 円	645,700 円